

〔翻刻〕茂木久栄家資料「日記帳」(慶応三年)

新堀道生・秋田古文書同好会

一 解題

本史料は、雄勝郡三又村(秋田藩領、湯沢市駒形町三又)の日記帳で、秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。本誌四十三号に慶応元年(一八六五)分、四十五号に同二年分を載せたのに続き、本号では慶応三年分を収録した。解説は秋田古文書同好会の石山伸、田中理榮子、保坂佳子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、越後美緒子、柏谷勉、齋藤正庸、目黒勳、日高輝美、幡宮明貞、伊藤美亜、熊谷清貴、鈴木倫子の各会員が担当した。解説指導、解題の執筆を新堀が担当した。

内容はこれまでと同様、肝煎が提出し受領した文書が大部分である。この年を通じて、肝煎は平助、肝煎仮担は孝作がとめている。この年の三又村の家数は七十軒、人口は三百六十三人であった(記事88)。

提出した文書について、字句の修正や、その文書をいつどこで提出したかという情報など、加筆された箇所がしばしばあるのが興味深い。例えば火災事故の届け出では、抹消した文字の隣に、「此文無用と被仰付候」とあり(93)、事前に誰かが文面を校閲していたことが知られる。この文書は親郷の稲庭村肝煎が添え書きを加えているので、校閲したのは親郷肝煎かも知れない。

三又村では茂木亀六の肝煎退任後、慶応元年一月から稲庭村文右衛門が三又村肝煎を兼ねた。その後は「日記帳」収録の文書の署名をみると、文右衛門は二年六月頃まで肝煎担任として名が表れ、二年三月から九月までは虎之助が肝煎担任、九月から平助が、また一時亀六が肝煎となり、肝煎が一定しない状態が続いていた。そうした状況の中で、肝煎平助が慎重を期して、文言の校閲を依頼することがあったのかも知れない。

郷符米の各百姓負担量を記した記事がある(111・112)。通例は村が納める総額しか知ることができないので、貴重な情報である。それによると各人の負担額は三升から一俵二斗八升までと開きがあり、持高など経済状態に応じて負担を求めたとみられる。負担者は三十二人で、当時の家数七十軒の半数に満たないが、これはどうしたことであろうか。郷符は人差御用米とセットで賦課され、三又村では七郎兵衛ら四名に、個別に人差御用米が課された(110)。この四名を除くと残り六十六軒となる。試みに郷符負担者の人名を、慶応二年に極窮者として助成を申請した二十四人と照合すると、重複する者は一人しかいない。そこから推せば、極窮者として申告した家に郷符の割り付けを免除したのであろう。そうだとすると双方を足して五十五人であるから、十軒ほど足りないが、ともかく郷符米の村内での割り付けは、機械的に全戸に割り当てるのでなく、経済状況に応じた配慮がなされていた。

記事101は給人菊地時之進に宛てた文書で、三又村に三十両の借金があった菊地は、このとき残金の縮小、家来の村との往復費用三両余、さらに五両の貸付を村に要求していた。末尾の書き込みによれば、この交渉は皆済手形の発給と交換条件で進めていたようである。三又村は給人知行地の多い村であり、給人との折衝に苦慮した村の姿がうかがわれる。

その他珍しい記事では、麴室の大きさを記したものがあ(99)。

No.	内 容	月
104	郡方備高米積帳	10月
105	五斗米高帳	10月
106	地頭差上高伺帳	10月
107	御開持百姓願出の覚書	12月
108	他領出入人なき旨上申書	12月
109	辛勞免高借上高届書	12月
110	人差・郷符上納請書	12月
111	郷符割合	12月
112	郷符割合	12月
113	差上米・五斗米手形差出につき覚書	
114	差上米・五斗米手形差出につき覚書	12月

No.	内 容	月
87	春農拝借米願書	1月
88	村高・戸口・馬数につき上申	1月
89	撫育助成米拝領願書	3月
90	杉木拝領願書	4月
91	五升備取調書	3月
92	無尽会合迷惑につき願書	5月
93	火災届書	7月
94	罹災状況につき覚	7月
95	被災者へ助成米拝領願書	7月
96	助成米拝領証文	8月
97	納米引替宥免願書	9月
98	糶室につき願書下書	
99	糶室につき上申	11月
100	室屋株札名義書替願書	11月
101	給人借金償却方につき取極書	9月
102	上り知蔵入高米積帳	10月
103	撫育備高米積帳	10月

凡例

- 検索の便のため【】に記事番号と見出しを記した。番号は慶応元年分からの通し番号とした。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため読点・並列点を加えた。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に改めた。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 衍字は右側に「(衍)」、抹消された字は左側に「(〃)」と記した。
- 欠字は一字あきで示した。
- 判読不能の文字は□で示した。
- 付箋等は鉤括弧で示し「(付箋)」のごとく傍注を付した。

二 翻刻

【 87 春農拝借米願書 慶応三・一 】

乍恐以口上書奉願上候御事

一、当村之儀ハ兼而御存被下置候通り、前々より極困窮之村居ニ御座候処、去巳年凶作^大以来打続不作ニ而、年増刈米取不足仕、附而は立馬等茂不足、弥増困窮ニ罷成敷敷奉存候、然は去寅年^二非常之悪作ニ罷成、冲茂御収納可仕見詰無御座候処、御毛見御苦柄等申上、不少御引高拝領被仰付難有仕合奉存候、右憐愍^御之御取扱を以如何様御収納向上納仕候得共、^{内通り不納}昨年之儀ハ米錢莫大有之、右不納分取立候時ハ潰れニ罷成候もの数

多有之、困入奉存候、且昨年之儀ハ人差・郷符等之御用被仰付、相見得下地困窮之村方必止と往詰り、最早春農之時節ニも相当、昨年御百姓十軒潰れ式内銀御高制御調達ニ罷成候処、御郡方より拝借米并村方取扱を以、漸々潰家等不致罷有候昨年之悪作ニ而へとも、村方必止と往詰り、飯領所持之者一円無之躰、何を以春農ニ相向可申様無之、恐惑之至ニ奉存候、御時節柄奉願上候も恐入奉存候へとも、何卒御隣愍を以春農拜借米三百俵拜借被仰付、困窮之村方如何様御太切之御田地守格罷有候様、御取扱被成下度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り被仰付、困窮之御百姓共御助被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

同村

長百姓

与助

江畑要助殿^③

慶応三年

卯正月

① 天保四日年の天保飢饉

② 慶応二寅年。

③ 郡方吟味役

【 88 村高・戸口・馬数につき上申 慶応三・一 】

乍恐以口上書奉申上候

一、当高五百三石九斗五升壹合 三又村

一、家数七拾軒

一、人数三百六拾三人

一、馬数拾五疋

合 右之通りニ御座候、以上

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

同村

長百姓

与助

慶応三年

卯正月

江畑要助殿

【 89 撫育助成米拝領願書 慶応三・三 】

乍恐以口上書奉願上候

年齢五十五歳

庄左衛門

同四十九歳

女房

同七十歳

母親

同廿歳

おへち

同十歳

おりへ

同式歳

初蔵

家内合六人

右之者兼而極窮ニ而老人世悴病身之者勝ニ而一家扶助相成兼、郷中ニ而是迄見継罷在候得共、生子撫育可仕様無御座候ニ付、無抛奉願上候、何

卒以御憐愍御撫育御助成米拝領被仰付被下置、極窮之御百姓御助被成下
度奉願上候、右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り拝領被仰付、極窮之
御百姓御救助被成下度幾（一）も奉願上候、以上

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

与助

慶応三年

卯三月

江畑要助殿

【90 杉木拝領願書 慶応三・四】

乍恐以口上書奉願上候

林こし畑添 三十一本

一、杉 拾本 式尺廻より三尺廻迄 七郎兵衛

林之内畠林

一、同 拾本 式尺廻より三尺廻迄 同人

同

一、同 廿本 式尺廻より三尺廻迄 同人

大字林畠林

一、同 廿本 式尺廻より三尺廻迄 同人

合八拾本

右之通り此度拝領仕度願出ニ御座候間、何卒御憐愍を以符人願之通り拝

領被仰付被下度、乍恐以書付（符）を以奉願上候、以上

慶応三年

卯四月十九日

三又村

肝煎

平助

同仮担

糸井茂助殿（一） 同村長百姓 孝作
上遠野藤助殿 与助

（一）湯沢林取立役（茂木家資料三〇一九「年代日記帳」）。

【91 五升備取調書 慶応三・三】

乍恐以書附奉申上候

一、米輕升七拾六石式斗 五升備

内五十四石 蒸糝米

同廿式石式斗 粃三十七石

但し六合挽見込

右之通り当村五升備御取調高書上仕候処相違無御座候、依之乍恐書附奉
差上候、以上

慶応三年

卯三月

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

江畑要助殿

卯三月廿五日親郷へさし上候控

同村長百姓

与助

【92 無尽会合迷惑につき願書 慶応三・五】

乍恐書附を以奉願上候御事

一、御屋敷様ニ而御企被成置候御無尽、当村ニ而御会合被成置候様被仰
付、当村ニ而拾二人前御加入奉申上候処、昨年春御会合より横手ニ而御
会合被成置候二付、御加奉申上候連中之者迷惑之趣申出二付、小野崎助

四郎様江願申上候得共、当節諸色高直ニ付御会合入料御迷惑之由ニ而、御尤之事ニ奉存候得共、御加入之者共より願出候は、何程^(末)篤^(末)ニ而も不苦候間、以来は御会合被成置候様被成度奉願上候、横手ニ而御会合被成置候得ハ、掛金不取立ニ而如何共取扱難儀仕迷惑ニ奉存候間、何卒願之通被仰付被下度奉願上候

右之趣何分宜敷様被仰上、願之通御取扱被成下度奉願上候、以上

増田村

御与代 多三郎

三又村

同 喜太郎

慶応三年

卯五月

村上周蔵様

上

【 93 火災届書 慶応三・七 】

乍恐以口上書奉申上候御事

昨廿五日之夜九ツ頃、当村御百姓長治焼失仕候、段々出火之模様取尋候処、^{進り火より自然と}蚊多ぶし水ニ而□置候得共、出火ニ相成候様被考候趣申事ニ御座候、火の本要心之儀ハ兼而嚴重被仰渡有之処右之任合、当人事菩提処吉祥寺へ入寺罷在申候、外ニ類焼之者并人馬ニ怪我等無御座候、依之乍恐御届

奉申上候、^{此文無用と被仰付候}早速御検使様被仰付候而、烧跡御見分之上取片付ニ相成候様奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り烧跡早速取仕舞ニ相成候様、幾重ニも奉願上候、以上

慶応三年

三又村肝煎

卯七月廿六日

平助

河野隆之進殿

同村長百姓

孝作

門右衛門

(貼紙)

「前書三又村より奉申上候通、焼失仕候間、何卒御憐愍を以早速御検使様被下置、烧跡取片付ニ相成候様被仰付被下置度、乍恐私共添書を以奉願上候、以上

慶応三年

卯七月

稻庭村肝煎

養助

同

新三郎

河野隆之進殿

【 94 罹災状況につき覚 慶応三・七 】

覚

一、所持高三斗五升

長治

家内四人

家 梁間式間、行間四間

白米 壺斗五升

蒸糝米 壺斗

味噌 壺斗五升

家財農具無残

右之通ニ御座候、以上

三又村肝煎

平助

慶応三年

卯七月廿六日

同村長百姓

門右衛門

河野隆之進殿

孝作

卯七月

養助
新三郎

【95 被災者へ助成米拝領願書 慶応三・七】

乍恐以口上書奉願上候

一、所持高三斗五升

長治

右は昨廿五日之夜焼失仕候者ニ御座候、尤取調書奉差上候通り穀物・家財・農具共無残焼失仕、当惑之至ニ奉存候、何を以御田地守格罷在候様無御座、実ニ歎しく奉存候、御時節柄重畳恐入奉存候へ共、何卒以御憐愍困窮之当人御助被成下置度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り御助被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応三年

卯七月廿六日

同村長百姓

門右衛門

河野隆之進殿

河野隆之進殿

【97 納米引替有免願書 慶応三・九】

乍恐以口上書奉願上候御事

去寅年分御物成米之内、当二月中拾貳俵上納仕罷在候処、御皆済之節右拾貳俵之内三俵悪米ニ付、引替可仕被仰付候得共、昨年之儀ハ非常之悪作ニ而、御毛見御苦柄等願申上、漸々之事ニ而御収納仕候躰ニ御座候間、何卒困窮之御百姓御助と被思召被下置候而、引替之儀御免被成下置度、偏ニ奉願上候

願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、悪米引替之儀御免被成下置候様御取扱被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応三年

稻庭村
肝煎

同仮担

慶応三年

孝作

卯九月

同村長百姓

御与代 門右衛門

太繩織衛様

御内

高橋隆太様

御披露

慶応三年

三又村肝煎

卯十一月

平助

同 幸作

同村長百姓 喜太郎

同村室屋 長左衛門

中川弥右衛門殿

那珂惣助殿

【 98 糶室につき願書下書 】

乍恐以口上書奉願上候

去ル嘉永五子年御改ニ而、当村長左衛門と申者、室株札拝領、糶屋家業罷在候処

【 99 糶室につき上申 慶応三・十一 】

乍恐以書附奉申上候

一、糶室老棟

雄勝郡三又村

室屋

長左衛門

一、梁間六尺

一、桁間七尺

一、高サ四尺五寸

但し曲尺ニ而柱面より柱面迄

一、糶米拾五石 子ノ秋より丑ノ夏迄

一、同 拾五石 丑ノ秋より寅ノ夏迄

一、同 拾五石 寅ノ秋より卯ノ夏迄

合四拾五石

取調仕候処

右之通り相違無御座候、為其肝煎・長百姓連印奉差上候、以上

【 100 室屋株札名義書替願書 慶応三・十一 】

乍恐以口上書奉願上候

一、去嘉永五子年御改ニ而、当村長左衛門と申者、御株札拝領、糶屋家業致罷在候処、七、八年以前同人共夫婦共病死仕、女世倅と七十余之老母斗相残、迎茂室家業相成兼候躰ニ付、親類共助力を以是迄如何様家業罷在候処、近年老母も相果、弥増困窮ニ罷成り、室家業相成兼、此度親類共相談之上、当村勘右衛門と申者へ御株札永代相渡候事ニ仕候故、御株札御書替被成下候様被仰立被下置度趣、双方より願申出候ニ付、無抛奉願上候間、何卒御憐愍を以同人共願之通り御障も無御座候ハ、長左衛門御株札勘右衛門名舞(前)ニ御書替被成下置度、奉願上候、依之御株札渡主・持主双方親類共肝煎・長百姓連印を以奉願上候、以上

右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り被仰付被下置度奉願上候、以上
辰二月九日平鹿郡西野村甚九郎へ書替願書さし上候、但し親類共分肝煎・長斗印形致候

三又村渡主 長左衛門

同村親類 惣兵衛

同村持主 勘右衛門

同 親類 七郎兵衛

同村肝煎 平助

同 孝作

中川弥右衛門殿

同村長百姓 喜太郎

那珂惣助殿

右之通り卯十一月御廻在之節差上候処、願書御取上ニ相成、明春御書替被成置候様被仰出候事

【101 給人借金償却方につき取極書 慶応三・九】

覚

去慶応二寅年御収納銀石之内不納分有之、元り勘定仕候得ハ不少上納分ニ相成候得とも、困窮之御百姓共上納形難渋之趣を以奉願上候而、去寅八月金三拾兩月老分利足付を以、御用立候分、当極月迄元利すくみ^①仕、銀石之内ニ而拝領不仕、来辰正月より月老分利足付を以御定証文表御向高^②ニ而拝領仕候事ニ仕候而、此度不納分元り之分御助被成下度奉願上候処、御承引被成下、難有仕合奉存候、以来形之儀ハ匱略無之様急度御上納奉申上候、尚亦三両式歩御家来様往来諸入日用共奉差上候処相違無御座候

一、御買物支払方御差支之儀被仰付、金五兩平助・亀六兩人ニ而御用立、当十一月中無利足ニ而拝領之御定ニ而御証文拝領、取極候処相違無御座候、依之私共印形仕書付奉差上候、以上

慶応三年

卯九月二日

三又村肝煎

平助

孝作

亀六

菊地時之進様

御家来様 御披露

右之通卯八月廿八日御家来本間万蔵様御廻在、九月二日迄御逗留被成置候而御取極ニ相成候、右之書付差上、万蔵様久府へ御帰館否哉、御皆済御手形御仕送り被成下候筈ニ御座候

(1) すくみニ庄縮・縮小の意か。

(2) 向高ニ給人の借金返済のため知行地からの年貢贖取収入を返済に充てる方法、もしくはその知行高、むげだか。

【102 上り知蔵入高米積帳 慶応三・十】

覚

雄勝郡三又村上知御蔵入り高御米積帳

一、当高老石三斗三升六合 三又村

内式斗四升 荒・川欠跡より

同九斗三合 当村七郎兵衛・伊兵衛へ被下候辛労免高

残り高老斗九升三合

此御物成六納 老斗壹升六合

口米四合

右米合老斗式升

此引米

三合 諸役代銀 五匁壹厘 二五九四二一ノカケ^①

四合 肝煎免

残り米老斗壹升三合

一、当高式升式合

此物成四ツ五分納 老升 右同村別水御開

引米なし 五役代銀 一〇三一二ノカケ也

右米合老斗式升三合

内式斗七升三合 焔硝方御贈三斗引米分

さし引老斗五升差上

此分御差上より御さし引ニ成

右之通り御座候、以上

三又村肝煎

平助

同村仮担

孝作

同村長百姓

慶応三年

卯十月

河野隆之進殿

(1) 記事65と同様、五匁二厘を算出するための係数、残り高に掛ける。

喜太郎

同式拾三石五斗五升三合

右は同村吉郎兵衛へ被下候辛勞免高

同四斗四合 卯より巳迄引継休高

残り高三石七斗九升九合

此御物成六ツ納 式石式斗七升九合

【103 撫育備高米積帳 慶応三・十】

覚

雄勝郡三又村御撫育御備高御米積帳

一、当高九斗六升五合

三又村

此御物成 六ツ納 五斗七升九合

口米壹升貳合

右米合五斗九升壹合

此払

壹升九合 諸役代銀廿五匁三厘

壹升壹合 肝煎免

残り米五斗六升壹合

右之通り御座候、以上

(付箋下)

「口米四升六合

右米合式石三斗貳升五合

此払

七升六合 諸役代銀九十八匁五分五厘

四升六合 肝煎免

残り米式石貳斗三合

(付箋上)

「西年より卯年迄七ヶ年御蔵入

高七斗六升

右同村

此御物成六ツ納 四斗五升六合

式石七斗三升五合

口米五升五合

右米合式石七斗五升

此はらい

九升壹合 諸役百十八匁貳厘

五升四合 肝煎免

式斗九升五合

残式石六斗四升五合

【104 郡方備高米積帳 慶応三・十】

覚

雄勝郡三又村郡方御備高御米積帳

一、当高廿七石九斗六升三合

三又村

内式斗壹升 川欠跡より

右之通り御座候、以上

三又村 肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応三年

卯十月

河野隆之進殿

卯十月

河野隆之進殿

喜太郎

【105 五斗米高帳 慶応三・十】

覚

雄勝郡三又村五斗米高帳

一、当高五百三拾六石三斗七升

内三拾石式斗九合 荒・川欠跡より

同式石式斗壹升 右は口より巳迄三ヶ年引継休高

ノ三拾式石四斗壹升九合

残り高五百三石九斗五升壹合

此出米廿五石壹斗九升八合

但し拾石二付五斗宛

一、同高壹升七合

此出米壹合 但し高拾石二付三斗宛

右米合廿五石壹斗九升九合

右之通り御座候、以上

右同村別水御開

三又村 肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

慶応三年

【106 地頭差上高伺帳 慶応三・十】

慶応三年

雄勝郡三又村御地頭御差上高御伺帳

卯十月

覚

一、当高 四拾三石七斗九升式合 小野崎三郎様

三

一、同高 三斗九升壹合 菊地時之進様

一、同高 七石四斗九升九合 軽部助蔵様

一、同高 五石五升壹合 山崎運動様

一、同高 三石五斗七升九合 渡部藤治様

一、同高 五石四升九合 岡田清之進様

一、同高 拾石七斗壹升 真崎弥三郎様

ノ七十六石七升壹合

一、当高 六石三斗七升四合 竹貫織之助様

一、同高 七石式斗四升式合 豊田重四郎様

一、同高 壹石四斗六升四合 江尻国之助様

一、同高 壹石六斗八升四合 清水東八様

一、同高 式石九斗七升 棚谷八十治様

(貼紙下)

一、同高 四石式斗式升 佐藤六右衛門様

一、同高 式拾三石式斗五升八合 林三隆様

一、同高 式拾七石三斗三升式合 遠山理助様

〱七十石三斗三升四合

一、当高 拾壹石八斗七合 介川敬之進様

一、同高 七石 粕谷東太様

一、同高 壹石五斗九升壹合 太縄織衛様

一、同高 壹斗壹升貳合 川亦六右衛門様

一、同高 壹斗貳升 完戸勘四郎様

一、同高 貳拾石八斗四升七合 後藤小早人様

一、同高 七石四斗八升五合 後藤源蔵様

一、同高 三石 後藤忠兵衛様

〱五十壹石九斗六升貳合

一、当高 拾貳石 田中広馬様

一、同高 貳斗八升貳合 月居桂様

一、同高 三石六斗九升六合 太田易五郎様

一、同高 五拾九石貳升四合 中村竜助様

一、同高 七石 泉惣助様

一、同高 七升七合 須田内記様

一、同高 貳石 藤本為八様

横手

一、同高 四石四斗 箭田野新右衛門様

〱八十八石四斗七升九合

湯沢(斉)

一、当高 四石四斗貳升壹合 済藤佐大夫様

一、同高 三升四合 鈴木惣左衛門様

一、同高 四石 曲田杏林様

〱八石四斗五升五合

(貼紙)

〔当高合貳百九拾五石貳斗九升壹合

此出来百七拾四石八斗壹升貳合 五九ノ二

内壹斗五升 御物成米差引過上

残り米百七十四石六斗六升貳合

此当高貳百九十五石三升七合

此出来貳百廿七石壹斗七升八合

此俵七百五十七俵ト七升八合

右之通り御座候以上

三又村肝煎

平助

慶応三年

同仮担

孝作

卯十一月

同村長百姓

与助

河野隆之進殿

(1) 記事16の慶応元年「給人差上高米積」にくらべると、給人須田伝八郎・深谷政治・上遠野民部の名がなく、田中広馬が加わっている。元年に共通する三十二人のうち十四人は高に变化がある。定式の年貢率(五九・二%)で算出した年貢米量から当高を逆算し、その仮想的な当高の七七%を実際の出来(村内取立高)とするのは慶応元年と同じ。

【107 御開持百姓願出の覚書 慶応三・十二】

御開持百姓一統より願出之事

一、此度御開持百姓一統より願出候は、近年川前通普請多分ニ罷成、其上^(堤)提人足等も不少差出候而迷惑ニ付、歛延御開持江五割増仕度、郷中相談之上願之通定被下度、御開世話方五郎八を以願出候事

慶応三年

卯十二月七日

【108 他領出入人なき旨上申書 慶応三・十二】

乍恐以口上書奉申上候

一、当五月中御取調被成置候以来、御他領へ奉公罷出候者、又は御他領よ

り入込候者、男女共老人も無御座候、依之乍恐以書附奉申上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応三年

同仮担

卯十二月

孝作

同村長百姓

戸島文之助殿

喜太郎

【109 辛勞免高借上高届書 慶応三・十二】

覚

雄勝郡三又村

吉郎兵衛

一、当高九石四斗式升

右之通り当村吉郎兵衛辛勞免高御借上高二御座候間、御引合被成下度

奉願上候、以上

慶応三年

三又村

卯十二月

肝煎

【110 人差・郷符上納請書 慶応三・十二】

覚

一、米軽升三石八斗

一、同 三石五斗

一、同 式石八斗

一、同 式石式斗

一、同 六石

右之通御請仕候処相違無御座候、以上

慶応三年卯十二月

河野隆之進殿

七郎兵衛

八右衛門

平助

吉郎兵衛

郷符

三又村肝煎 平助

同村長役 喜太郎

【111 郷符割合 慶応三・十二】

卯年郷符六石被仰付候分、此割合左之通り

覚

一、米軽升三升

一、同 七升

一、同 壹斗

一、同 壹斗

一、同 壹斗

一、同 式斗

一、同 壹斗

一、同 七升

一、同 壹斗

一、同 三升

一、同 五升

一、同 壹斗

一、同 壹斗五升

一、同 式斗

一、同 七升

一、同 壹斗五升

一、同 三升

一、同 壹斗五升

一、同 壹斗

一、同 壹斗五升

一、同 壹斗五升

一、同 式斗五升

一、同 式斗五升

一、同 壹俵式斗八升

長之助

平蔵

文蔵(印)

長右衛門

七五郎

平右衛門

十蔵

倉之助

藤九郎

庄三郎

新右衛門(印)

久右衛門

孫市

喜助

五郎八(印)

角助(印)

清右衛門

門右衛門

万之助

利左衛門

利右衛門

五郎兵衛

喜太郎(印)

与助

庄之助

一、同 式俵八升
 一、同 式俵
 一、同 式俵壹斗五升
 一、同 式斗
 一、同 壹俵
 一、同 三升
 一、同 八升

合六石

右之通り割合仕候、以上

慶応三年

卯十二月

河野隆之進殿

【112 郷符割合 慶応三・十二】
①

寅年郷符拾石被仰付候分、割合左之通

覚

一、米軽升五升
 一、同 壹斗壹升七合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 三斗三升三合

一、同 十兵衛
 一、同 太左衛門
 一、同 孫右衛門
 一、同 孝作(印)
 一、同 市太郎
 一、同 市左衛門
 一、同 善助
 一、同 三斗三升三合
 一、同 壹斗壹升七合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 五升
 一、同 八升三合
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 式斗五升
 一、同 三斗三升三合
 一、同 壹斗壹升七合
 一、同 式斗五升
 一、同 五升
 一、同 式斗五升
 一、同 壹斗六升七合
 一、同 式斗五升
 一、同 式斗五升
 一、同 式斗五升
 一、同 四斗壹升七合
 一、同 四斗壹升七合
 一、同 四斗壹升七合
 一、同 九斗六升三合
 一、同 壹石壹斗三升四合
 一、同 壹石式斗五升
 一、同 壹石
 一、同 三斗三升三合
 一、同 四斗壹升七合
 一、同 五升
 一、同 壹斗三升三合

三又村
 肝煎
 平助
 同
 孝作
 同村長役
 喜太郎

長之助

(付箋)

平蔵 「印形」

文蔵

長右衛門

七五郎

平右衛門

拾石

右之通り割合仕候、以上

一、同 十蔵
 一、同 倉之助
 一、同 藤九郎
 一、同 庄三郎
 一、同 新右衛門(印)
 一、同 久右衛門
 一、同 孫市
 一、同 喜助
 一、同 五郎八(印)
 一、同 角助(印)
 一、同 清右衛門
 一、同 門右衛門
 一、同 万之助
 一、同 利左衛門
 一、同 利右衛門
 一、同 五郎兵衛
 一、同 喜太郎(印)
 一、同 与助
 一、同 庄之助
 一、同 十兵衛
 一、同 孫右衛門
 一、同 太左衛門
 一、同 孝作(印)
 一、同 市太郎
 一、同 市左衛門
 一、同 善助

慶応四年^(三)

三又村

卯十二月

肝煎

平助

同

孝作

同村長役

喜太郎

河野隆之進殿

(一) この記事の内容は慶応二寅年の郷符の村内での割合、慶応二年の郷符米が十石だったことは記事29にみえる。記事111と二緒に参考として提出したものか。末尾に「慶応四年」とあるのは慶応三年の誤り。

【113 差上米・五斗米手形差出につき覚書】

一、御差上米・五斗米共、御手形式枚、御扱様稲庭村御廻村之節、門右衛門を以御扱様江御披見入置候処、御詰合様御判を得不申候得ハ不相成候付、纏役平右衛門殿相頼、同人江差上置候事

【114 差上米・五斗米手形差出につき覚書 慶応三・十二】

態々老人差遣候条、一筆啓上候、然は去寅年御差上米過上之由二付、当御差上出俵難被成趣、先達而孫市を以被仰越候二付、昨年分差上帳吟味仕候処、七俵出分之処へ、三俵出し人宇太郎分請取、七俵孫右衛門中間分ニ而請取、さし引三俵過上有之、早速吟味往届兼、何れ右分^{今年}差控、出米之内より一ト先差控、追々吟味之上聡と可申上儀^間残り分早々出俵可致申上置候得とも、于今出俵無之哉、甚床しく^①存候、且ツ昨日振合可然趣申遣候処、四俵過上有之二付、其節相場利足付を以可請取趣被仰越、些取請兼申候、右二付段々吟味仕候処、相分り候間老俵も過請取無之候間、昨今兩年分蔵入切手御持參、早々今日中誰ぞ御老人御遣し御帳合可被下候、左も無之候へハ不納ニ致し

差置候外無之候、猶当暮入用此者江御渡可被下候、親郷より居才足人

一昨日より引請罷有り、迷惑千万ニ奉存候、且御取分は皆以喜太郎

濟^レ皆用小役銀上納形二付借受候錢筋故、今日同人遣し取極可申候間、

郷中向ハ早々此者へ御出錢御渡可被下候、右申上度早々以上

卯十二月三十日

三又村

増田村

肝煎

佐藤清十郎殿

尚々春中借用之米は御百姓より未夕取立不仕候間、繰合中ニハ急度御勘定可申上候間、左様御承知被下度候、以上

(一) 床しい^レ知りたい、気にかかる